

領収書貼付用紙		No.
支出内容	嶋倉久美子事務所 2023年4月～9月	36
総経費 <u>492,967円</u> 政務活動費 計上額 <u>141,718円</u>		按分率 ※1/3%
<p>※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。</p> <p>別紙事務所届けおよび、月別請求書明細内訳の通り</p> <p>基本的に政務活動に3分の1</p> <p>その他の議員活動および後援会活動に3分の2を使用しているとして按分した。</p> <p>なお4月分は、府会議員選挙のため政務活動費として6分の1に按分した。</p> <p>8月、9月分は、市会議員選挙のために政務活動費の計上せず。</p>		
<p>注) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。</p>		

(事務所費用)

事務所届

2023年 4月 1日

会派名と議員名

日本共産党東大阪市会議員団 嶋倉久美子

政務活動費から事務所費として支出する事務所の概要は、以下のとおりです。

所在地	東大阪市 鷹殿町1-7 グローバルビル2F	
延床面積	72,90㎡	賃借料① (月額) 103,000 円(税込み)
電話番号	有 (072-987-7340) ・ 無 注) 電話番号は、有無のいずれかに○を付け、有の場合は番号を記載する。	
事務所形態	自宅事務所 ・ ○賃借事務所 ・ () 注) 自宅か賃借かに○を付け、賃借の場合は親族関係についても記入してください。	
親族関係	<input checked="" type="checkbox"/> 貸主は3親等以内の親族ではありません。 注) 3親等以内の親族にあたらぬ場合は□にチェックを記入ください。	
使用期間②	2023年 4月 1日 ~ 2023年 9月 30日	
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 写真 (外観及び応接スペース) 注) 自宅事務所の場合は賃貸借契約書の写しは不要。	
使用目的 (按分率)	③ 政務活動 ($\frac{1}{3}$) % + その他の活動 ($\frac{2}{3}$) %	
支出費用	賃借料① × 使用期間② × 按分率③ $103,000 \times 14\text{月} \times \frac{1}{6} = 17,166$ $103,000 \times 24\text{月} \times \frac{1}{3} = 103,000$	120,166 円 (年間)
按分率の根拠	4月は府会議員選挙の為 $\frac{1}{6}$ で按分した。 8月、9月は市会議員選挙の為、請求していない。 その他の月は $\frac{1}{3}$ で按分した。	

注) 事務所届は毎年度提出すること。

所有者変更及び賃貸借継承についてのお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和元年6月20日に本物件の所有権は、
から新所有者：
へ移転いたしました。所有権の移転に伴い、入居者様との賃貸借契約における貸主の地位も、新所有者：
が引き継ぐ事となりましたので、本書をもってご通知申し上げます。

賃貸借契約に関して、契約条件等の変更はございません。尚、賃料等の振込先は変更となります。8月分賃料(7月末日にお支払い分)からは、下記管理会社の口座にお振込をお願いいたします。

また、今後は管理会社「株式会社財法商事」にて当ビルの管理業務を行わせて頂く事となりました。物件に関するご用件やご解約の際の連絡は、(株)財法商事までご連絡頂きますようお願い申し上げます。

上記に関しましてご不明な点は、(株)財法商事までお問い合わせください。

【管理会社】

■住所 〒542-0081
大阪市中央区南船場1丁目3番5号 財法ビルⅧ 6階
■社名 株式会社財法商事 (ザイホウショウジ)
■連絡先 06-6262-1015
■担当

【新貸主】

■住所
■氏名

【旧貸主】

■住所
■氏名

【家賃振込口座】

■金融機関名 大阪商工信用金庫
■支店名 高井田支店
■口座番号 普通
■口座名 株式会社財法商事 カ) ザイホウショウジ

覚 書

貸主 [REDACTED] (以下 甲という) と借主 嶋倉 久美子 (以下 乙という) の双方は令和1年 6月20日付物件名 鷹殿グローバルビル の所有者変更に伴い前所有者 [REDACTED] と乙との間で締結された賃貸契約書の内容を引き継いでいることを確認したので本覚書を交換する。

以下、本覚書を合意した証として、本覚書を2通作成し、甲乙並びに連帯保証人 (以下丙という) の各自署名捺印し甲と乙が1通を保有するものとする。

2021年3月29日

賃貸人 (甲) 住所

氏名

TEL

賃借人 (乙) 住所

大阪府東大阪市 [REDACTED]
氏名 嶋倉 久美子

TEL [REDACTED]

連帯保証人 (丙) 住所

氏名

TEL [REDACTED]



不動産賃貸借契約書

(建物賃貸借)

貸主 _____ 様

借主 _____ 嶋倉 久美子 様

宅地建物取引業者 _____ 株式会社 molica コーポレーション

借主(乙)と貸主(甲)は、本物件の賃貸借契約締結に関し、その証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各その1通を保有するものとします。

年 月 日

貸主住所

氏名

借主住所

氏名

連絡先

連帯保証人

住所

氏名

免許証番号

事務所の所在地

商号

代表者または政令使用人

登録番号

宅地建物取引士

京都市東山区鞆町通七条上ル下堀詰町241番地6

株式会社 molica コーポレーション

森川伸二

高川さおり

不動産賃貸借契約書 (建物賃貸借)

1. 建物の表示

▼建物の名称・所在地等

建物の名称	鷹殿グローバルビル		
住居表示	東大阪市鷹殿町1-7		
所在地	東大阪市鷹殿町127番4	127番5	127番8
家屋番号	127番5の2		
建物の種類	事務所		
建物の構造	鉄骨造		
屋根の構造	陸屋根		
階数	地上5階	新築年月日	既存物件 平成4年1月

契約対象物件(1)

部屋番号	2階		
用途	事業用		
事業内容	事務所		
間取り	1R		
床面積	72.90㎡		
延床面積	72.90㎡	専有	

2. 契約内容に関する事項

使用目的	事業用に限る		
引渡し日	契約始期に同じ		
始期	平成28年2月29日	終期	平成30年2月28日
契約期間	2年間		
更新料	0円		
更新事務手数料	0円		

3. 賃料等

▼月額費用 (費用額合計) 103,000円

賃料	103,000円	翌月分を前月末日までに
	関西アーバン銀行 藤森支店 (普通) XXXXXXXXXX 名義人: 方) モリカコーポレーション ※振込手数料は借主様負担	

▼一時金

保証金	300000円
-----	---------

特約事項

▼入居者一代限りに関する特約事項

本契約は当該入居者同一人一代限りとし貸主の承諾なく入居者の入れ替えはできません。
--

▼その他の特約事項

2. 契約内容に関する事項：契約始期・平成28年2月29日からの契約期間は、平成28年5月17日新所有者 [REDACTED] 変更により前所有者 [REDACTED] よりの引き継ぎとする。

不動産賃貸借契約書 (建物賃貸借)

第1条 引き渡し及び契約期間

本物件の引き渡し及び本契約の賃貸借期間は表記2のとおりとします。

2 甲が前項の期間満了の6ヶ月前までに、また乙が2ヶ月前までに、それぞれ相手方に対し、文書による何らの申出をしないときは、本契約は更に表記2のとおり更新されるものとし、以後も同様とします

第2条 使用目的

本物件の使用目的は表記2のとおりとします。

第3条 反社会的勢力の排除に関する確約

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

(1) 自らが、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

(2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第4条 賃料・管理費、共益費等の支払

本契約期間の賃料・管理費、共益費及びその他（以下一括して「賃料等」といいます）は、表記3のとおりとします。

2 乙は表記3の支払期日までに、賃料等を表記3の支払方法により、甲または甲の指定する者に支払うものとします。

3 賃料等の計算始期は、契約期間の始期と同日とし、計算終期は乙が甲に本物件を明け渡した日の属する月の末日とします。

4 乙は表記3に規定する支払期日までに賃料等の全部または一部の支払を怠ったときは、延滞した賃料等の額に対し、支払期日の翌日から当該賃料等の支払日までの遅延日数に応じ、年365日当たり14.6%の損害金を賃料等に加算して支払うものとします。

第5条 賃料・管理費、共益費等の改定

本契約期間中であっても、経済事情の変動または近隣建物の賃料と比較して、賃料が不相当となった時は、甲乙協議のうえ改定することができるものとします。

2 本物件の所在する敷地、建物の共用部分もしくは付属施設の維持管理に必要な費用として負担している管理費、共益費が増額されたときは、それに伴い甲は管理費、共益費を増額することができるものとします。

第6条 敷金・保証金【償却引きなし】

乙は、賃料の支払、損害の賠償その他本契約から生ずる債務の担保として、表記3の敷金・保証金を、本契約締結時に甲に差し入れるものとします。ただし、この敷金・保証金には利息をつけません。

2 乙が本契約に基づく甲に対する債務を履行しないときは、甲は、任意に敷金・保証金をもって乙の債務弁済に充当できます。なお、これによって生じた敷金・保証金の不足額を乙は直ちに補填するものとします。

3 乙は、本契約期間中、敷金・保証金をもって賃料その他、本契約に基づく債務の弁済に充当することはできず、敷金・保証金の返還請求権を他に譲渡もしくは質権の設定等を行うことはできません。

4 甲は、本契約が終了し、乙が本契約に基づく一切の債務、電気、ガス、水道、固定電話料金等の清算を行い、その領収証等を確認し乙が本物件を明け渡した後、以内に、敷金・保証金を乙に返還するものとします。ただし、乙の責めに帰すべき債務があるときは敷金・保証金と相殺し、残額があるときはその残額を返還し、債務の額に満たないときは、乙は不足額を甲に対し直ちに支払うものとします。

第7条 甲の承諾を必要とする事項

次の各号に掲げる行為をする場合は、乙はあらかじめ甲の書面による承諾を得なければなりません。

- (1) 本物件の敷地内に工作をすること。
- (2) 本物件の全部または一部を、表記2の目的の用途以外に用いようとするとき。
- (3) 乙と生計の異なる者を、新たに同居させるとき。
- (4) 表記の連帯保証人(丙)を変更しようとするとき。

第8条 甲に対する通知

次の各号の一つに該当するときは、乙は直ちにその旨を甲、または甲の指定する者に通知しなければなりません。

- (1) 乙または乙の連帯保証人(丙)が住所(本店所在地)・氏名(商号・代表者)・電話番号を変更したとき。
- (2) 乙または乙の連帯保証人(丙)が死亡し、または破産、成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人の宣告を受けたとき。
- (3) 乙または乙の連帯保証人(丙)が競売等の申し立てを受け、または解散、破産、民事再生、会社整理、会社更生、特別清算等の申し立てをしたとき。
- (4) 1か月以上継続して営業、操業を休止するとき。
- (5) 本物件が破損、汚損または滅失したとき。

第9条 善管義務

乙は、本物件を善良な管理者の注意を払って使用し、本物件内で公の秩序・善良な風俗に反する行為をしてはなりません。

2 乙は、前項の注意義務を怠ったことにより生じた、建物の(内外装を含む)破損、汚損について、その損害を賠償しなければなりません。

3 本物件が区分所有建物である場合等、建物・建物の共用部分・その敷地及び付属施設等の使用に関する管理規約・使用細則が定められている場合は、乙はこれを遵守しなければなりません。

第10条 禁止事項

乙は、次の各号に掲げる行為に関することをしてはなりません。

- (1) 本物件の全部または一部を転貸し、もしくは本物件の賃借権を譲渡すること。
- (2) 本物件の構造上もしくは管理上支障となる設備を設け、または機器等を搬入すること。
- (3) 本物件並びにその建物内に禁制品・危険物・過重量物・衛生上有害なもの・その他近隣から苦情のでるおそれのある物品を持ち込むこと。
- (4) 本物件のある敷地内及び室内において、甲の承諾なしに動物を飼育すること。
- (5) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (6) 本物件又は本物件の周辺において著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (7) 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
- (8) 大麻取締法(昭和23年法律第124号)、覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、あへん法(昭和29年法律第71号)、毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法、昭和35年法律第145号)(以下、医薬品医療機器等法)の規定において禁止されている行為を行うこと。
- (9) 医薬品医療機器等法第2条第15項に規定する指定薬物及び条例による知事指定薬物の他、成分の特定がされていないものであっても、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む)を有する蓋然性が高く、且つ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物(以下危険ドラッグ等)を使用し、もしくは使用・販売・譲渡の目的で危険ドラッグ等を所持もしくは製造又は保管・貯蔵(一時的に預かる等の行為を含む)すること。

第11条 立入点検

甲または甲の指定した管理者は、本物件の修理その他建物管理上必要のあるときは、あらかじめ乙に連絡のうえ、また防火・防犯・救護等緊急の必要のあるときは、乙の承諾なしで本物件に立入り必要な措置をとることができます。なお、乙が1か月以上継続して営業、操業を中止する旨の通知を怠った場合も同様とします。

第12条 甲の解除権等

1. 貸主は、借主が次の各号の一つに該当するときは、貸主からの何らの通知・催告を要せず直ちにこの契約を解除し、またはこの契約の更新を拒絶することができるものとします。

- (1) 本契約書に虚偽の記載をし、その他不正な手段により本契約を締結したとき。
 - (2) 賃料等の支払を2ヶ月分以上滞納したとき。
 - (3) 賃料等の支払をしばしば遅滞する事により、その支払能力がないと貸主が認め、かつその遅滞がこの契約における貸主・借主間の信頼関係を害するものであると貸主が認めたとき。
 - (4) 借主、借主の世帯員又は同居者(借主が法人の場合はその役員)が、反社会的勢力であることが判明したとき。
 - (5) 契約締結後、借主、借主の世帯員又は同居者(借主が法人の場合はその役員)が、反社会的勢力に該当したとき。
 - (6) 借主が賃貸借契約書約款に定める禁止事項に掲げる行為を行ったとき。
 - (7) 長期不在等により、賃借権の行使を継続する意志がないと貸主が認めたとき。
 - (8) その他本契約書の規定に違反したとき。
2. 前項の規定により、貸主が本契約を解除したことによる借主の損害については、貸主はその賠償の責めを負わないものとします。

第13条 中途解約

貸主が正当な事由により本契約を解約するときは、解約予定期日の2ヶ月以前に文書により借主にその旨を通知して、借主の承諾を得るものとします。この場合、貸主と借主との合意による解約が、賃貸借契約書の表記2に定められた当初の契約期間中に行われるときは、貸主は賃貸借契約書の表記3の預り金の授受がある場合はその金員も、本契約のそれぞれの規定にかかわらず、全額無利息で借主に返還するものとします。ただし、借主において未払の賃料等、その他債務があるときは、これを差し引くものとします。

2. 借主は、貸主または貸主の指定する者に対して、解約予定期日の2ヶ月以前に文書によりその旨を通知して本契約の解除を申し入れることができます。この場合、予定期日の満了と同時に本契約は終了します。

ただし、借主は2ヶ月分の賃料・管理費等を別途支払って即時に解約することができます。

第14条 明け渡し

本契約が期間満了、解約その他の事由により終了したときは、乙は直ちに本契約に基づく一切の債務、電気、ガス、水道、固定電話料金等の清算を行い、本物件を原状に回復し、甲から本物件の点検を受け、たうえで甲に明け渡して返還するものとします。

明け渡しに際しては、乙は甲に立退料等、名目の如何にかかわらず金銭その他の請求をすることはできません。

3 乙が本物件の明け渡しを完了しないときは、甲は乙の負担においてこれを原状に回復し、乙が残置した物品等があるときは、甲はこれを乙の費用で搬出して他の場所に保管するか、任意に処分することができます。この場合は、搬出・処分が完了した日を以て本物件の明け渡しがあったものとします。

4 乙は本契約終了後直ちに本物件の明け渡しをしない場合は、本契約終了後明け渡し完了に至るまでの期間、1か月につき賃料の倍額の損害金を甲に支払わなければなりません。

5 前項の損害金とは別に、本物件の明け渡しをしなかったため甲が損害をこうむった場合は、乙はこの損害についても賠償しなければなりません。

第15条 契約の消滅

天災地変、火災、その他不可抗力等で、甲の責に帰すことのできない事由により、本物件が表記2の使用目的に供することができなくなったときは、本契約は即時消滅し、解約されたものとみなします。

2 前項により、本契約期間中この契約が消滅した場合、消滅理由が乙の責に帰すべき事由による場合を除いて、甲は原則として表記3記載の敷金・保証金及び礼金等を受領している場合はその全額を、本契約の規定にかかわらず無利息にて乙に返還するものとします。ただし、本契約が更新された後は、甲の同意によるものとします。

第16条 連帯保証人

連帯保証人（丙）は、賃料等の支払い債務、契約の解約における明け渡し債務（乙の所有に係る動産等の撤去処分を含む）等、この契約に基づく乙の甲に対する一切の債務について、乙と連帯して履行の責を負うものとします。

2 甲は連帯保証人（丙）が死亡したとき、または所在不明、無資力等の事由により保証の責を果たし得ないと認めるときは、乙に対して連帯保証人の追加または変更を求めることができます。この場合、乙は直ちに甲の請求する資格を有する連帯保証人を立てなければなりません。

3 本契約が更新された場合、その後の契約についても、引続き連帯保証人としてその責に任ずることを承諾するものとします。

第17条 管轄裁判所

本契約について紛争が生じた時は、本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とします。
2 甲から乙に対する通知は、本契約書記載の乙の住所地（乙から書面にて住所変更の届出が甲に対し
されているときはその住所地）に宛てなすものとします。この場合、乙の転居先不明、受け取り拒絶、
留置期間満了等の理由により通知が到達しなかったとしても通常到達すべきときに到達したものとみな
します。

以上

グローバル鷹殿

5F (株)Greentec Japan

4F グランプランニング(株)

3F グランプランニング(株)

2F しま倉久美子 生活相談所

1F イッティージャパン(株)

4-330-01-0710



男女の賃金
格差是正

選択的
夫婦別姓

ジェンダー平等の
新しい社会へ
日本共産党

お仕事・
くらしの悩み
お気軽に相談を

お仕事・
くらしの悩み



日本共産党
事務所
〒100-0001
東京都千代田区千代田
1-1-1

しまくろ
事務所





必勝
志位和夫



A large wall display consisting of several overlapping charts, tables, and documents. The documents appear to be schedules or organizational charts, with columns of text and numbers. Some of the text is partially legible, including '1968' and '1969'.

A desk area on the left side of the room, cluttered with various items including a typewriter, a telephone, and several stacks of papers. A small lamp is visible on the desk.

A long desk in the foreground with several chairs. On the desk, there are stacks of papers, a small container, and other office supplies. The chairs have patterned seat cushions.

A desk area on the right side of the room, cluttered with papers, books, and other office equipment. A chair is positioned in front of the desk.

事務所費請求内訳

2023年4月支払い分

名前 嶋倉久美子

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥103,000	5月分 ※1
水光熱費	電気代	¥12,227	3/14~4/13 ※
	ガス代	¥759	3/16~4/14 ※
	水道代		
	電話代	¥8,261	2/1~2/28
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥17,600	
	コピーリースカウン	¥6,622	
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥148,469	
請求額 (a*1/6)			¥30,158

書籍名	金額
合計	
請求額	

※1 4月分家賃を2022年度で通常3分の1の按分にしていたので、5月分家賃を4月の府会議員選挙時とみなす。

※の合計は6分の1で按分、その他は3分の1

領 収 証

No. _____

山崎 久美子 様

R5年4月25日

★ ￥103,000



但 グローバル鷹殿201号室5月分家賃として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額(%)



電気料金振込票

振込人

お名 ま え

機倉 久美子 様

5年 4月分

お客さま番号

請求金額 12,227円

住所

ご使用場所 東大阪市鷹殿町1-7クローバ

年月 5/4 金額 12,227

お客さま番号	日曜/振込	3月14日~	4月13日	振込期間	請求金額
契約種別	ご使用量(kWh)	800	27	電気料金内訳(円)	6,747
燃料費調整額					5,480
再エネ促進賦課金					-1556.46円
					1,128円

電気料金振込受領証(兼請求書)

いつもご利用いただきありがとうございます。

(裏面もご覧ください)

収入印 収入印紙不要

お支払いは便利な口座振替・クレジットカード支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 5月15日 金融機関振込日 5月15日

本票は、5月28日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせをお読みください。

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

振込人 機倉 久美子

本票に印字された金額が振込されることはありません。

579-8036

東大阪市

鷹殿町

1-7 クローバビル鷹殿2F

機倉 久美子 様

COOH

本書作成年月日: 令和 5年 4月19日 175

お引渡しのお手続き、口座振替のお申込みは、当社ホームページが便利

※ 0419 0021123



電気料金ご請求書 親展

新大阪局 料金後納 郵便 便

〒530-8451

関西電力株式会社

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

営業時間は月～金曜日(祝日を除く)の9:00～17:00とさせていただきます。夜間、土曜、日曜、祝日においても停電やお客さまがお急ぎのご用件については承っております。(一部地域で異なる場合があります。)

本書はゆうちょ銀行ではお取り扱いきません。

①こちらからゆづり開けてください

電話でお申込みの際は番号をよくお読みください。必ず10800からお掛けください。※一部のIP電話からはご利用いただけません。

振込人

関西電力 (取扱店控え)

請求書 (西日本ご利用分)

5799-8036
東大阪市鷹殿町1-7

鷹殿グローバルビル 2階
崎倉 久美子 様

郵便区内特別

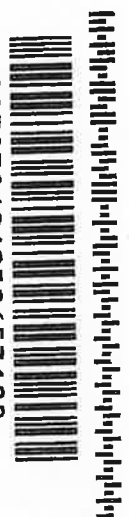


NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年 3月31日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70

お問合せ先 0800-3335550 (無料)

【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021211001 03326 03206 00 J
63 000000 1 2 23030601J



023032101058653188

03326



Webでのお問い合わせ

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1/2ページ)



お客様電話番号 (BILLING NUMBER) 号 お (お客様番号) 072-987-4717	請求年月 (MONTH OF ISSUE) 2023年 3月ご請求分	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT) 8,261円	お支払期限 (DUE DATE) 2023年 4月17日(月)
--	--	-----------------------------------	---------------------------------------

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】
 ** NTTグループ各社ご請求金額 ** 6,941円
 ** NTT西日本分ご請求額 ** 1,320円
 ** NTTファイナンス分ご請求額 (合計) ** 8,261円
 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
 奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
 ※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***
 フレッツ光の割引サービス(光もつと)と割、Web光もつとと割、ドーンと割、ドーンと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
 割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
 なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
 詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/warai/] でご確認ください。
 * NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いします。
 Cut off the slip below and use it when paying the charges at our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a dicom...

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分
ご請求先氏名 崎倉 久美子 様
お振込先 0800-3335550
2023年 3月ご請求分
金額(円) ¥8,261-
受取人
NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-3335550
収入印 集積券 額
(金額欄に「CVS用」をお客様)

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

072-987-4717

請求年月
MONTH OF ISSUE

2023年 3月ご請求分

(2 / 2ページ)

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	金額(円) AMOUNT(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT(YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆072-987-4717 ○NTT西日本ご利用分	6,941	5,400 -1,790	フレッツ光ネクスト P 単利用料 光もつとつと期 2月 1日～ 2月28日 2025年09月～2025年11月以 外の解約は解約金がかかります	合算
		1,300	ひかり電話オプション(基本料)	合算
		1,000	ひかり電話対応機器使用料	合算
		100	追加番号使用料	合算
		296	ひかり電話(通話料)	合算
		4	ユニバーサルサービス料他	合算
		631	消費税等相当額(合計)	
○NTT西日本分(小計)	6,941	6,941	(小計)	
○NTTフライアンスご利用分	1,320	1,320	BIGLOBE利用料 ビッグローブ株式会社にご利用分	非対象
◆合計	8,261	8,261	合計	

<NTTフライアンスからのお知らせ>
○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単位)が公表されています。

M30021211001 03326 03206 00 J



RESONA



店番 口座番号

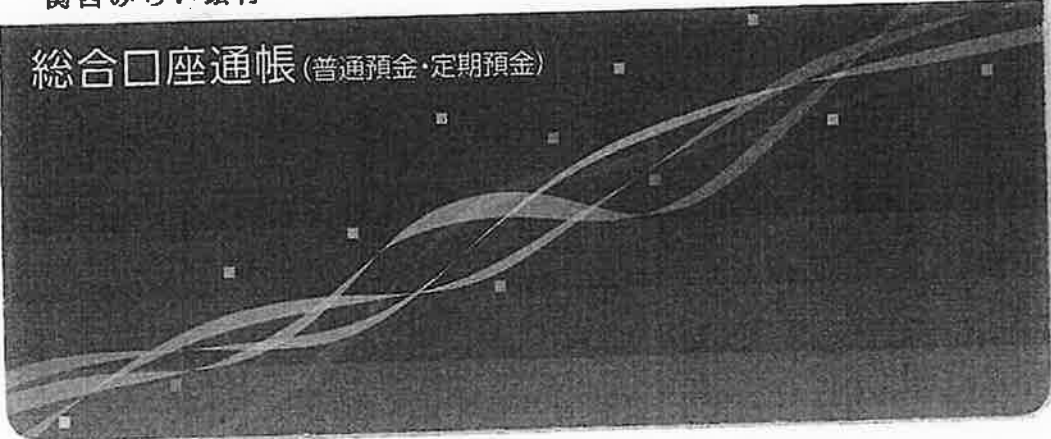
134



嶋倉 久美子様

関西みらい銀行

総合口座通帳 (普通預金・定期預金)





普通預金(兼お借入明細)

7

年-月-日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>(↑の表示がある場合は、お借入残高を表します。)</small> (円)
1 05-04-03	振替	*17,600	シ-プファイナ	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。

7

普通預金(兼お借入明細)

7

年 月 日	摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>(「-」の表示がある場合は、お借入残高を表わします。)</small> (円)
1				
2	05-04-24 .振替	*6,622	SMBC(ヤフコアシ)	
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

7

鎌倉久美子事務所

御中

ご請求書

登録番号 00 0729877340
23 年 03 月 31 日
大阪市北区天満 3-7-4
ヤチヨコアシスチ株式会社



前回の請求額	ご入金額	その他ご入金額	差引繰越額	今回お買上額	消費税等	今回お買上総額
0	0	0	0	6,020	602	6,622

本社
TEL 06-6356-8484

P 1

年月日	伝票 No	区分	品番	品名	数量	単価	金額
23.03.15		売上	CNTB	モノクロ 合計御買上額 合計消費税等 税込御買上額	2.150	2.80	6,020 6,020 602 6,622

お振込は右記銀行にお願いいたします。
御入金の手続きは御了承下さい。
お支払方法 自振

適格請求書発行事業者になりました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。
登録番号は、上部に記載の
毎月23日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にご指定口座から自動振替と
なります。通帳には「SMB C（ヤチヨコアシスチ）」と表記されます。

事務所費請求内訳

(2023年5月分)

名前 嶋倉 久美子

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥103,000	6月分
水光熱費	電気代		
	ガス代	¥759	4/15-5/17
	水道代		
	電話代	¥8,400	3/1-3/31
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥17,600	
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥129,759	
請求額(a*1/3)			¥43,253

領 収 証

No. _____

嶋倉 久美子 様

R5 年 5 月 25 日

★ ￥103,000 —

但 グローバル鷹殿 201号室 6月分家賃として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額 (%)



請求書 (西日本ご利用分)

579-8036
東大阪市 鷹殿町1-7

郵便区内特別

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

NTTファイナンス



鷹殿グローバルビル 2階
鳴倉 久美子 様

Webでのお問い合わせ先

発行年月日 2023年 5月 1日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70

0800-3335550 (無料)

お問合せ先
[速付先]
〒536 大阪府城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC株の宮ビル6F
社用コード M30021111001 07951 07862 00 J
68 00000012 23040601J

023042101064733080

07951

大阪府城東区森之宮1-6
-111 NLC株の宮ビル6F
M30021111001 07951 07862 00 J
68 00000012 23040601J



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1/2ページ)

お客様番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 072-987-4717	請求年月 (MONTH OF ISSUE) 2023年 4月ご請求分	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT) 8,400円	お支払期限 (DUE DATE) 2023年 5月15日(月)
---	--	-----------------------------------	---------------------------------------

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】
 *** NTTグループ各社ご請求金額 *** 7,064円
 *** NTT西日本分ご請求額 *** 1,336円
 *** NTTファイナンス分ご請求額 *** 8,400円
 (合計) 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
 奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
 ※複数回繰り上げのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***
 フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、ピーンと割、ピーンと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
 割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
 なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
 詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト <http://flets-w.com/wari/> でご確認ください。
 * NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
 Cut off the slip below and use it when paying the charge. e of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a doc shop.

電話料金等払込票領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
鳴倉 久美子 様

お客様番号

2023年 4月ご請求分

金額(円)
¥8,400-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

預 取 日 印
23.5.16
23042101064733080
07951
07862
00 J
68 00000012
23040601J
収入印 振込付 印
(金融機関・CVS用)→お客様

お客様電話番号等
BILLING NUMBER:

072-987-4717

請求年月
MONTH OF ISSUE

2023年 4月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆NTT西日本ご利用分	7,064	7,064	<p>3月 1日～ 3月31日 2025年09月～2025年11月以外 の解約は解約金がかかります</p> <p>3月 1日～ 3月31日 3月 1日～ 3月31日 3月 1日～ 3月31日 3月 1日～ 3月31日 3月 1日～ 3月31日 3月 1日～ 3月31日 3月 1日～ 3月31日 2番号分 のご請求となります。 合算表示の料金合計×1.0%</p>	合算
◆NTT西日本ご利用分	7,064	7,064	<p>3月 1日～ 3月31日 2023年03月系締め分 2月請求分の延滞利息です。</p>	非対象
◆NTTフライナンスご利用分	1,320	1,320	<p>BICLOBBE利用料 ビジグローブ株式会社ご利用分。 延滞利息</p>	非対象
◆合計	8,400	8,400	<p>合計</p>	非対象

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.fca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

普通預金(兼お借入明細)

7

年-月-日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>(1-の表示がある場合は、 お借入残高を指します。)</small> (円)
1				
2				
3				
4	05-05-08 振替	*17,600	シ-プファイナ	
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

7

事務所費請求内訳

(2023年6月分)

名前 嶋倉 久美子

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥103,000	7月分
水光熱費	電気代	¥10,599	4/14-5/16
		¥10,427	5/17-6/13
	ガス代	¥759	5/18-6/15
	水道代		
	電話代	¥10,832	4/1-4/30
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥17,600	
	コピーカウンタ	¥8,802	※
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥162,019	
請求額 (a*1/3)			¥50,734

※は 府議選期間が含まれるため 1/6 に按分した。

領 収 証

No. _____

嶋倉久美子 様

85年6月25日

★ ¥103,000-

但 グローバル鷹殿201号家賃7月分家賃として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額(%)



電気料金振込票

振込人

お客さま番号
 鳩倉 久美子 様

住所 番号

月 5 5
 額 10,599



電気料金振込受領証(兼請求書)

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ

鳩倉 久美子 様

5 年 5 月分

お客さま番号

日曜日 1 日

4月14日～5月16日

10,599 円

962 円

ご使用期間

ご使用量(KWh)

電気料金内訳(円)

ご使用場所

東大阪市豊殿町1-7クローバー

31

252

5,112

5,487

ル 豊殿2F

51

27

-1327.98 円

389 円

燃料費調整額
 再エネ促進賦課金

収入印紙不要

お支払いが便利なお座席券・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 6月16日

本票は、6月28日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせをご確認ください。

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

振込人 関西電力

収入印紙不要

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

振込人 関西電力

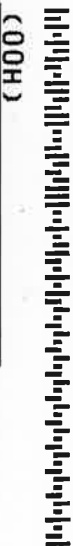
579-8036

東大阪市

豊殿町

1-7 クローバー 豊殿2F

鳩倉 久美子 様



本票作成年月日: 令和 5年 5月22日 1 75

お引越しのお手続き、口座振替のお申込みは、当社ホームページが便利!

〒530-8431

関西電力株式会社

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

営業時間は月～金曜日(祝日を除く)の9:00～17:00とさせていただきます。お問い合わせはお電話かお寄せ先かお急ぎの用件については承っております。(一部地域で異なる場合があります。)

①こちらからゆうちょの開封してください

②本票はゆうちょ銀行ではお取り扱いきません。

③電話でお申込みの際は番号をよくお確かめのの上、必ず108001からお掛けください。

※一部のIP電話からはご利用いただけません。



電気料金ご請求書 願 展



579-8036

東大阪市

豊殿町

1-7 グローバル豊殿2F

嶋倉 久美子 様

COOH)

0517 0052964 0 #052682

関西電力株式会社 大阪料金センター

0800-777-8810

お電話は18時まで、コンタクトセンターで承っております。
本社の類は番号をよくお確かめのうえ、必ず「0800」からお掛け下さい。
P電話からは、ご利用いただけない場合がございます。
お月～金曜日（休日を除く）の9:00～17:00です。夜間、土曜、日曜においても停電
がお客様の生活に支障を及ぼす場合があります。（一部地域で異なる場合があります）
Pのお手続きは、弊社ホームページが便利！
http://kepcoc.jp/

ご案内は内側にあります。ここからはがしてください。①

電気ご使用量のお知らせ

電気ご使用量のお知らせ

本番作成年月日 令和 5年 5月17日

嶋倉 久美子 様
いつもご利用いただきありがとうございます。

お客様番号 日曜 5月17日 次回検針日 6月14日

供給地点特定番号 00000
ご契約種別1 10,599円
ご請求金額 5,112円

ご契約種別2 273円
ご請求金額 5,112円

ご契約種別1 従量電灯A
ご請求金額 5,112円

当月ご使用量 252kWh
ご参考 前年同月ご使用量 (期間 4月14日～5月16日)

当月指し渡 24517.5
前月指し渡 24265.2

(内訳) 最低料金 433.25円
1段料金 132.55円
2段料金 389.72円
燃料費調整額 1,199.46円

(内訳) 平均電気料金 4.11円/kWh
平均燃料費調整額 1.19円/kWh
平均基本料金 35.20円/kWh
平均電圧調整額 4.64円/kWh

計器番号 090

ご契約種別2 従量電灯A
ご契約種別1 従量電灯A

ご契約種別2 5kV 力率 90%
ご請求金額 5,487円

ご参考 前年同月ご使用量 (期間 4月14日～5月16日)

当月指し渡 273円
前月指し渡 2584.8円

(内訳) 基本料金 5,042.0円
力率調整額 276.21円
その他の料金 349.65円
燃料費調整額 128.52円

印紙税 37.00円
印紙代 49.80円

印紙番号 024

関西電力

印紙税申告納付につき北税務局承認

印紙税申告納付につき北税務局承認

印紙税申告納付につき北税務局承認

印紙税申告納付につき北税務局承認

印紙税申告納付につき北税務局承認

印紙税申告納付につき北税務局承認

印紙税申告納付につき北税務局承認

従量電灯A	(参考) 託送料金相当額(再掲)のうち賅償負担金相当額及び廉価円滑化負担金相当額	2,273円
低圧電力	(参考) 託送料金相当額(再掲)のうち賅償負担金相当額及び廉価円滑化負担金相当額	60円48銭 243円 6円48銭

*託送料金相当額は、低圧託送料金平均単価を基準に算定した参考値です。

電気料金領収済のお知らせ	5年 5月分 ご請求に関するお知らせ
--------------	--------------------

ご契約種別	年	月	分	金額	振替
従量電灯A	5	5	5	5,112	振替

口座名義	店 舗	口座番号

単 価 名 称	月 分	従量電灯A	1.5kWhをこえる	1kWhにつき	低圧電力	1kWhにつき
燃料費調整	当月分	-711円34銭	-4円76銭	-4円76銭	-4円76銭	-4円76銭
基本料金	当月分	5,042.0円	5,042.0円	5,042.0円	5,042.0円	5,042.0円
力率調整	当月分	276.21円	276.21円	276.21円	276.21円	276.21円
その他の料金	当月分	349.65円	349.65円	349.65円	349.65円	349.65円
燃料費調整	当月分	128.52円	128.52円	128.52円	128.52円	128.52円
燃料費調整	当月分	211円00銭	211円00銭	211円00銭	211円00銭	211円00銭

関西電力

電気料金振込受領証(兼請求書)



いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ 嶋倉 久美子 様

〒 579-8036

東大阪市 鷹倉町 1-7 クローバル鷹蔵2F

ご使用場所 東大阪市鷹蔵町1-7クローバル鷹蔵2F

お振込先 口座番号 08001

お振込日 5月17日

お振込額 10,427 円

お振込手数料 947 円

契約種別	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所
31	246	4,978	東大阪市鷹蔵町1-7クローバル鷹蔵2F
51	23	5,449	
再		-1280.38円	
振		河工本促進試験金	
		376円	

お支払いの便利なお支払方法をご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 7月14日

本票は、7月26日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

振込先 口座番号 08001

振込先 口座番号 0800-777-8810

収入印紙不要 (お客さま控え)



電気料金ご請求書 親展

579-8036

東大阪市 鷹倉町 1-7 クローバル鷹蔵2F

嶋倉 久美子 様

(COOH)



本書作成年月日：令和 5年 6月19日 1 75 ※ 0619 0020760

お引越しのお手続き、口座変更のお申込みは、当社ホームページが便利!

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

関西電力株式会社

〒530-8451

営業時間：月～金曜日(休日を除く)9:00～17:00(させていただきます)

※一部のIP電話からはご利用いただけません。

本書はゆうちょ銀行ではお取り扱っていません。

①こちらからゆうちょ銀行へお取り扱ってください

請求書 (西日本ご利用分)

579-8036
東大阪市鷹殿町1-7

鷹殿グローバルビル 2階
嶋倉 久美子 様

郵便区内特別

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70



Webでのお問い合わせ



発行年月日 2023年 5月30日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス(株)
東京港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536
-0025
社用コーポ
大阪市城東区森之宮1-6
-111 NLC森の宮ビル6F
M30021211001 03295 03177 00 J
69 000000 1 2 23050601J

023052101058568772

03295

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ)

お客様番号 お 客 様 番 号 (BILLING NUMBER) (CUSTOMER NUMBER) 072-987-4717	請求年月 請 求 年 月 (MONTH OF ISSUE) 2023年 5月ご請求分	ご請求金額 ご 請 求 金 額 (TOTAL AMOUNT) 10,832円	お支払期限 お 支 払 期 限 (DUE DATE) 2023年 6月15日(木)
---	---	---	--

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT西日本分ご請求額 9,512円
NTTファイナンス分ご請求額 1,320円
(合計) 10,832円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***
フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、ドーンと割、ドーンと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合は、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト <http://fleets-w.com/wari/> でご確認ください。
* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコピー機に入力し、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込み 願います。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one designated convenience stores, a post office, a docomo shop.

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
嶋倉 久美子 様

お名前番号

2023年 5月ご請求分

金額(円)
¥10,832-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先(無料)
0800-3335550

収入印 集 封 特 欄
23.6.10

(金融機関・CVS用)→お客様

お客様電話番号等 BILLING NUMBER: 072-987-4717 請求年月 MONTH OF ISSUE: 2023年 5月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY/ITEM	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆072-987-4717			
◇N.T.T.西日本ご利用分	9,512	4月 1日～ 4月30日 2025年09月～2025年11月以 外の解約は解約金がかかります 光ネットもつと割 フレックツ 光ネット F 単利用料 4月 1日～ 4月30日 合計 算	合 算
	5,400	ひかり電話対応機器使用料 4月 1日～ 4月30日 合計 算	合 算
	-1,790	ひかり電話 (通話料) 4月 1日～ 4月30日 合計 算	合 算
	1,300	追加番号使用料 4月 1日～ 4月30日 合計 算	合 算
	1,000	ひかり電話 (掛捨て通話料) 4月 1日～ 4月30日 合計 算	合 算
	2,584	ユニバーサルサービス料他 4月 1日～ 4月30日 2番号分 合計 算	合 算
	6	消費税率相当額 (合計) の請求とをります。 合計表示の料金合計×10% 合計 算	合 算
◇N.T.T.西日本分 (小計)	9,512		
◇N.T.T.フアインクスご利用分	1,320	B.L.GLOBE利用料 2023年04月末締め分 ビジロープ株式会社ご利用分。 合計 算	非対象
◇合計	10,832		

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (N.T.T.東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。

普通預金(兼お借入明細)

7

年 月 日	摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>(「-」の表示がある場合は、お借入残高を表します。)</small> (円)
1				
2				
3				
4				
5	05-06-05 .振替	*17,600	シープファイナ	
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

7

普通預金(兼お借入明細)

7

年 月 日	摘 要	お 支 払 金 額 (円)	お 預 り 金 額 (円)	差引残高 (円) <small>(「-」の表示がある場合は、お借入残高を数値で表します。)</small>
1				
2				
3				
4				
5				
6	05-06-23 振替	*8,802	SMBC(ナチココアシ)	
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

7

事務所費請求内訳

(2023年7月分)

名前 嶋倉 久美子

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃		
水光熱費	電気代	¥11,621	6/14-7/13
	ガス代	¥759	6/16-7/14
	水道代		
	電話代	¥8,078	5/1-5/31
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥17,600	
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥38,058	
請求額(a*1/3)			¥12,686

電気料金振込受領証(兼請求書)



いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ

嶋倉 久美子 様

5年 7月分

お客さま番号	日付	所	ご請求金額
	6月14日		11,621円
ご使用量(KWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所	1,056円
31	265	東大阪市鷹殿町1-7クローバー	
51	94	ル鷹殿2F	

契約種別	電気料金内訳(円)	ご使用場所
	5,403	東大阪市鷹殿町1-7クローバー
	6,218	ル鷹殿2F

燃料費調整額	-1708.78円
再エネ促進賦課金	502円

収入印

392213
23730

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 8月14日 金融機関振込期限日 8月14日

本票は、8月27日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、背面記載のお知らせをお読みください。

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

本票により振込額が取崩されることはありません。

579-8036

東大阪市

鷹殿町

1-7 クローバー鷹殿2F

嶋倉 久美子 様



本書作成年月日：令和 5年 7月20日 1 75 ※ 20754 * 0720

お引越しのお手続き、口座振替のお申込みは、当社ホームページが便利！

関西電力株式会社

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

営業時間は月～金曜日(祝日を除く)の9:00～17:00とさせていただきます。お休みは、夜間、土曜、日曜、祝日においても停電やお客さまのお急ぎのご用件については承っております。(一部地域で異なる場合があります。)

電話でお申込みの際は番号をよくお読みかめの上、必ず「0800」からお掛けください。
※一部のIP電話からはご利用いただけません。
本電はゆうちょ銀行ではお取り扱えません。
①こちらからゆうちょ開けてください



電気料金ご請求書 親展

大阪ガス 払込金受領証 (兼請求書) (金銭換領) (払込受領証)		2023年 7月分			
579-8036 大阪府 東大阪市 鷹殿町1-7 2F				請求金額 (円・税込) ¥759	
鶴倉事務所 さま		支払期限日 8月14日		次回ガス検計日 8月17日	
		取扱可能日 8月24日まで		左記支払期限日を過ぎてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて1日あたり0.0274%の率で算定した延滞利息をお支払いいただきます。	
719 01-C1-0002775-1/1-0002775# 		ご使用場所住所・お名前 東大阪市鷹殿町1-7		左記取扱可能日を過ぎますとスマートフォンアプリ・コンビニエンスストア等でのお支払いはできなくなります。	
グローバル さま (通信欄)		検針日 7月14日		ご使用量 (m ³) 0	
(内訳)		送込料金 (内消費税等) ¥759 (¥69)		ご使用期間 6月16日 ~ 7月14日	
ガス料金 (7月分) ガス料金 (月分) ガス延滞利息 (月分)	電気料金 (月分) 電気延滞利息 (月分) 振込発行手数料 ちく付保証・盗・カタ 警報器・消火器リース代金 るるる・くるび・SP等代金 その他代金	日数 ***	日数 ***	日数 ***	日数 ***
大阪ガス株式会社 北部事務所 1100-0100 0120-5-94817		検針回数 残回数 []		日付 23.7.25 	
※ 当回、残回数***は、複数あり		入金印紙貼付欄		477031	

いつもありがとうございます。裏面記載のお取扱い等でお支払いください。
 (うち、銀行以外でお支払いの場合は、切り離しに銀行・コンビニエンスストア等にお持ちください。
 この受領証は「払込」の証明になりますので大切に保管してください。

大阪ガス株式会社

請求書 (西日本ご利用分)

579-8036
東大阪市藤殿町1-7

鷹殿グロームバルビル 2階
嶋倉 久美子 様

郵便区内特別

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0076 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年 6月30日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス (株)
東京港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)

【通付先】
〒536 大阪府城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021111001 07806 07717 00 J
63 100000 1 2 23060601J

023062101066033154

07806



Webでのお問い合わせ先

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)



お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER) 072-987-4717	請求年月 (MONTH OF ISSUE) 2023年 6月ご請求分	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT) 8,078円	お支払期限 (DUE DATE) 2023年 7月18日 (火)
--	--	-----------------------------------	--

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】
 *** NTTグループ各社ご請求金額 *** 6,758円
 NTT西日本分ご請求額 1,320円
 NTTファイナンス分ご請求額 (合計) 8,078円
 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
 奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
 ※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***
 フレッツ光の割引サービス (光もつともつと割、Web光もつともつと割、ドーンと割、ドーンと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
 割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合は、解約金が発生する場合があります。
 なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
 詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト <http://flets-w.com/wari/> でご確認ください。
 * NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコピーシートへ貼り付け、金融機関・CVS用へお持ち込みください。
 Cut off the slip below and use it when paying the charges at our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo smartshop.

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
嶋倉 久美子 様

お客様番号

2023年 6月ご請求分

金額(円)
¥8,078-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550



取入印 郵便局 付 届
金融機関・CVS用へお持ち込み



お客様電話番号等
BILLING NUMBER

072-987-4717

請求年月
MONTH OF ISSUE

2023年 6月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆072-987-4717 NKT西日本ご利用分 6,758	5,400 1,790	フレッツ：光ネクスト F 準利用料 光もつともつと割	合算 5月 1日～ 5月31日 2025年09月～2025年11月以 外の解約は解約金がかかります
	1,300	ひかり電話オプション (基本料)	合算 5月 1日～ 5月31日
	1,000	ひかり電話対応機器使用料	合算 5月 1日～ 5月31日
	100	追加番号使用料	合算 5月 1日～ 5月31日
	112	ひかり電話 (通話料)	合算 5月 1日～ 5月31日
	16	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合算 5月 1日～ 5月31日
	6	ユニバーサルサービス料他	合算 2番号分 のご請求となります。
	614	消費税等相当額 (合計)	合算 表示の料金合計×10%
ONTT西日本分 (小計) 6,758	6,758	(小計)	
ONTTフアイナンスご利用分 1,320	1,320	BIGLOBE利用料 ビッグロープ株式会社ご利用分。	非対象 * 2023年05月末締め分
◇合計 8,078	8,078	合計	

<NKTフアイナンスからのお知らせ>
※上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NKT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

普通預金(兼お借入明細)

7

年 月 日	摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>(1-2の差がある場合は、お借入残高を表わします。)</small> (円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8	05-07-03 振替	*17,600	シブアファイナ	
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				

○他店支払いの小切手等で入金の際は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

7

事務所費請求内訳

(2023年8月分)

名前 嶋倉 久美子

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃		
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話代	¥8,166	6/1-6/30
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	コピーカウンタ	¥6,496	
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥14,662	
請求額(a*1/3)			¥4,887

請求書 (西日本ご利用分)

579-8036
東大阪市鷹殿町1-7

鷹倉 久美子 様

郵便区内特別



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

鷹殿グローバルビル 2階
023072101058372659



発行年月日 2023年 7月31日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪府城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021211001 03059 02948 00 J
68 000000 1 2 23070601J



お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
072-987-4717	2023年 7月ご請求分	8,166円	2023年 8月15日(火)

【NTTファイナンスからのお知らせ】
 *** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTT西日本分ご請求額 6,846円
 NTTファイナンス分ご請求額 1,320円
 (合計) 8,166円
 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
 奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
 ※複数回繰りかえりのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。
 *** NTT西日本からのお知らせ ***
 フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、ピーンと割、ピーンと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
 割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
 なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
 詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト <http://flets-w.com/warri/> でご確認ください。
 * NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコピー機・金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込めたい場合は、お印を貼ってください。
 Cut off the slip below and use it when paying the charges at our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo.

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

請求先氏名 鷹倉 久美子 様
お客番号
2023年 7月ご請求分
金額(円) ¥8,166-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-3335550
領収日 印
収入印紙 貼付欄
23.8.11
(金融機関・CVS用)→お客様

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

072-987-4717

請求年月
MONTH OF ISSUE

2023年 7月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHANGE BREAKDOWN BY CATEGORY	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	細 [本内訳は、各サービス提供事業者が] 発行したものです。]	税区分 TAX
◆072-987-4717				
◇NTT西日本ご利用分	6,846	5,400 -1,790	フレッツ 光ネクスト IP 準利用料 光もつともつと割	合 算 合 算
		1,300 1,000 100	ひかり電話オプション料金 (基本料) ひかり電話対応機器使用料 追加番号使用料	合 算 合 算 合 算
		208 6	ひかり電話 (通話料) ユニバーサルサービス料他	合 算 合 算
		622	消費税等相当額 (合計)	
◇NTT西日本分 (小計)	6,846	622 (小計)		
◇NTTフアイナンスご利用分	1,320	BIGLOBE利用料 ビッグロープ株式会社ご利用分。	* 2023年06月末締め分	非対象等
◇合計	8,166	合計		

<NTTフアイナンスからのお知らせ>
○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonereelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。

普通預金(兼お借入明細)

7

年 月 日	摘 要	お 支 払 金 額 (円)	お 預 り 金 額 (円)	差引残高 (円) <small>(-)の表示がある場合は、お借入残高を表します。</small>
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11	05-08-23 .振替	*6,496	SMBC(ナショナル)	
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

7

鳴倉久美子事務所

御中

ご請求書

登録番号 CD 0729877340
23年 07月 31日 大阪市北区天満3-7-4

心の通うコミュニケーション株式会社
ヤチヨコプラス

前のご請求額	ご入金額	その他ご入金額	差引繰越額	今回お買上額	消費税等	今回お買上総額
0	0	0	0	5,905	591	6,496

本社
TEL 06-6356-8484

P 1

年月日	伝票 No	区分	品番	品名	数量	単価	金額	備考
23.07.19		売上	QNTB	モノクロ 合計御買上額 合計消費税等 税込御買上額	2.109	2.80	5,905 591 6,496	

適格請求書発行事業者になりました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。
登録番号は、上部に記載の「XXXXXXXXXX」です。

お振込は右記銀行にお願ひします。
御入金が行き違いの節は御了承下さい。
お支払方法 自振

カウンター計算書

お客様名 嶋倉久美子事務所 御中

お電話番号 072-987-7340

ご使用の機種 品番 C2501 機械番号 001001922

機器設置日 19年11月08日

検針日付 23年07月29日

検針区分 訪問検針 電話検針

チヨコシステム株式会社
 〒530-0043 大阪市北区天満3丁目7番4号
 TEL:066356-9484 FAX:066356-8400

内容	計算法	丸カラーコピー	丸カラープリント	モノカラーコピー2色/1枚/1シート	モノカラープリント	
今回検針のかけ値	①	6	6	0	56393	
前回検針のかけ値	②	0	6	0	54263	
当月ご使用枚数	③=①-②	0	0	0	2130	
ミスコピー控除	④=③×1%				-21	
ご請求枚数	⑤=③-④	0	0	0	2109	
課税料金/基本料金 (⑥) 3000円 / (2)ヶ月						
内容(月)	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額
1枚~	16	16	16	15	28	28
1枚~	16	16	16	15	28	28
1枚~	16	16	16	15	28	28
1枚以上	16	16	16	15	28	28
合計						

カウンター料金 (⑦+⑧+⑨+⑩) > ⑥のとき、⑥=⑦+⑧+⑨+⑩

割増額 (⑦+⑧+⑨+⑩) < ⑥のとき、⑥=⑥

合計カウンター料金 (⑪) 5905

消費税額 (⑫) 591

ご請求額 (⑬) 496

チヨコシステム株式会社 (乙) 御中

保守メンテナンスプログラム

チャージシステム契約申込書

申込日 西暦 2019年 11月 8日

本体設置日 西暦 2019年 11月 8日

契約期間 (自) 西暦 2019年 11月 8日 (至) 西暦 2024年 11月 7日

私(弊社)は、貴社(サービス実施店)に対し下記および裏面の内容の「チャージシステム契約書」の申し込みを行ないます。なお、この契約は、申し込みに対し貴社の承諾があったときに成立することに同意いたします。

(設置場所) 郵便番号 579-8036 住所 東大阪府守口市1-7-7 クロハビル2F 住社名 嶋倉久美子事務所 代表者名 嶋倉久美子 電話番号 072-987-7340

(甲) 郵便番号 579-8036 住所 東大阪府守口市1-7-7 クロハビル2F 住社名 嶋倉久美子事務所 代表者名 嶋倉久美子 電話番号 072-987-7340

機種	機種番号	基本料金	月額使用料	印刷枚数	印刷枚数	印刷枚数	印刷枚数	印刷枚数	印刷枚数	印刷枚数
C2501	1	3000円	16	16	15	2.8				
1. 最低料金	3000円	【料金請求額が上記料金に達しない場合に適用されます】								
2. 基本料金	3000円	【下記(A・D)の印刷枚数を含まず】								
印刷枚数	16	16	15	2.8						

1. 印刷枚数は、モノカラー・2色カラー料金は対象外です。その属性が記載されている場合のみ適用されます。

2. モノクロ出力は、モノカラーのみ適用されます。

3. モノクロのカウント数は、モノカラーでのコピー、プリント、FAX送信出力が含まれます。

4. カラー・モノクロ出力のカウント数は、モノカラー・モノクロ出力を指します。

5. 画面出力は2カウント計算となります。

6. ミスコピー控除は一律1%の枚数控除となります。

7. 6ヶ月以降の料金は、基本料金または最低料金および1枚当たりのチャージ料金A,B,C,Dをもとに計算した料金に1.1を乗じた金額となります。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	塩田清人事務所 2023年4月～9月	37
総経費	337,097円 政務活動費 計上額 98,641円	按分率 ※1/3

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

別紙事務所届及び、月別請求明細内訳の通り

基本的には、政務活動に 1/3

その他の議員活動及び後援会活動に 2/3 を使用しているとして案分した。

なお4月分は府会議員選挙のため政務活動費として 1/6 に案分した。

8月9月分は、市会議員選挙準備のために政務活動費の計上せず。

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

(事務所費用)

事 務 所 届

2023年 4月 1日

会派名と議員名

日本共産党東大阪市会議員団 塩田清人^①

政務活動費から事務所費として支出する事務所の概要は、以下のとおりです。

所在地	東大阪市 西石切町1-11-2		
延床面積	49.5㎡	賃借料 ^① (月額)	70,000円(税込み)
電話番号	<input checked="" type="radio"/> (有) (072-988-2000) ・ 無 <small>注) 電話番号は、有無のいずれかに○を付け、有の場合は番号を記載する。</small>		
事務所形態	自宅事務所 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸事務所 ・ () <small>注) 自宅か賃貸かに○を付け、賃貸の場合は親族関係についても記入してください。</small>		
親族関係	<input checked="" type="checkbox"/> 貸主は3親等以内の親族ではありません。 <small>注) 3親等以内の親族にあたらぬ場合は□にチェックを記入ください。</small>		
使用期間 ^②	2023年 4月 1日 ~ 2023年 9月 30日		
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 写真(外観及び応接スペース) <small>注) 自宅事務所の場合は賃貸借契約書の写しは不要。</small>		
使用目的 (按分率)	③ 政務活動(1/3)%+その他の活動(2/3)% ただし、4月は府議選と知事選のため1/6とし、8、9月は市会議員選挙のため計上せず		
支出費用	賃借料①×使用期間②×按分率③ 70,000円(月額)×6ヶ月×1/3%		81,665円(年間)
按分率の根拠	単月70000円(月額)×1/3=23,333円を3ヶ月分69,999円 4月分は府会議員選挙のため1/6で11,666円 8、9月分は市会議員選挙にかかるため計上せず		

注) 事務所届は毎年度提出すること。

東大阪市西石切町1丁目11番2号

貸借契約證書

2022年4月1日

貸借人 塩田 清人

貸貸人 XXXXXXXXXX

貸借契約書

2022年4月1日

貸主 (甲)

住所

氏名

TEL

借主 (乙)

住所

東大阪市

氏名

塩田 清人

TEL

連帯保証人

住所

氏名

TEL

下記記載の物件について以下のとおり賃貸借契約を締結し、本契約書を式通作成し、後日のために貸主 (甲)、借主 (乙) 各々通ずつ保有するものとする。

<物件の表示>

所在地

東大阪市西石切町1丁目11番2号

目的物件

店舗付住宅

構造

木造瓦葺陸屋根式2階建

附物表示

畳建具一式、流し調理台、トイレ、シャッター他

第1条 甲は下記の条項により本物件を争務加として乙に貸付し、これを貸付させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。

第2条 本契約の期間は2022年4月1日よりとし、2025年3月31日までとする。ただし期間満了の場合、甲乙双方より異議のない場合は更に1ヶ年更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条 (1) 賃料は1ヶ月につき一金 70,000 円也とする。
(2) 本物件に関する管理費は必要ないものとするが、必要事情が生じた場合は甲乙双方協議の上、合意をもって別途対処する。
(3) 賃料は、翌月分を毎月末日までに次の方法で支払うこと。
(イ) 甲の指定したる場所に持参払い。
(ロ) 甲の指定したる金融機関に振込払い。ただし振込料金は乙の負担とする。
(4) 本契約が月の途中で締結せられた時は、賃料は日割り計算とし、本契約が月の途中で解約せられた時は日割り計算を行わず、1ヶ月未満の日数に対しては月額計算とする。

第4条 乙に本契約に基づく債務の不履行が生じた時は、甲は乙の連帯保証人にその債務の履行を求めることができる。乙、丙が尚履行しない場合は、明け渡しを求め、乙、丙は応じなければならない。

第5条 乙は、ガス、水道、電気その他の消耗費は賃料と別に支払うものとする。ただし賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。租税公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は、双方協議の上定めるものとする。

第6条 乙は本物件を使用の目的に応じて造作の様様替えをすることができる。ただし本件建物の柱、屋根、土台、壁等の主要部分に変更を加える場合は、図面を添付した変更計画書を甲に提出して、予め甲の書面による承諾を得なくてはならない。

第7条 乙は本物件に於いて、議員活動等に関係すること以外を営んではならない。ただし双方の合意が成立した場合はこの限りではない。

第8条 次の場合には、甲は何等の催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明け渡しを求めることができる。

- (1) 法律又は命令、或いは公共事業施工の為本物件の取り払い又は使用禁止等の事由が発生したとき。
- (2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸、その他名目の如何を問わず第三者をして使用同居させた場合、乙が他の債務により破産宣告や強制執行を受けた時、株券譲渡、商号、役員変更等による場合。
- (3) 本件建物が消失又は大破した場合、甲に連絡もなく本物件を2ヶ月以上使用しない時。

第9条 乙又は乙の継承人が本物件を明け渡すときは賃借成立当時の原状に復すべきこと。

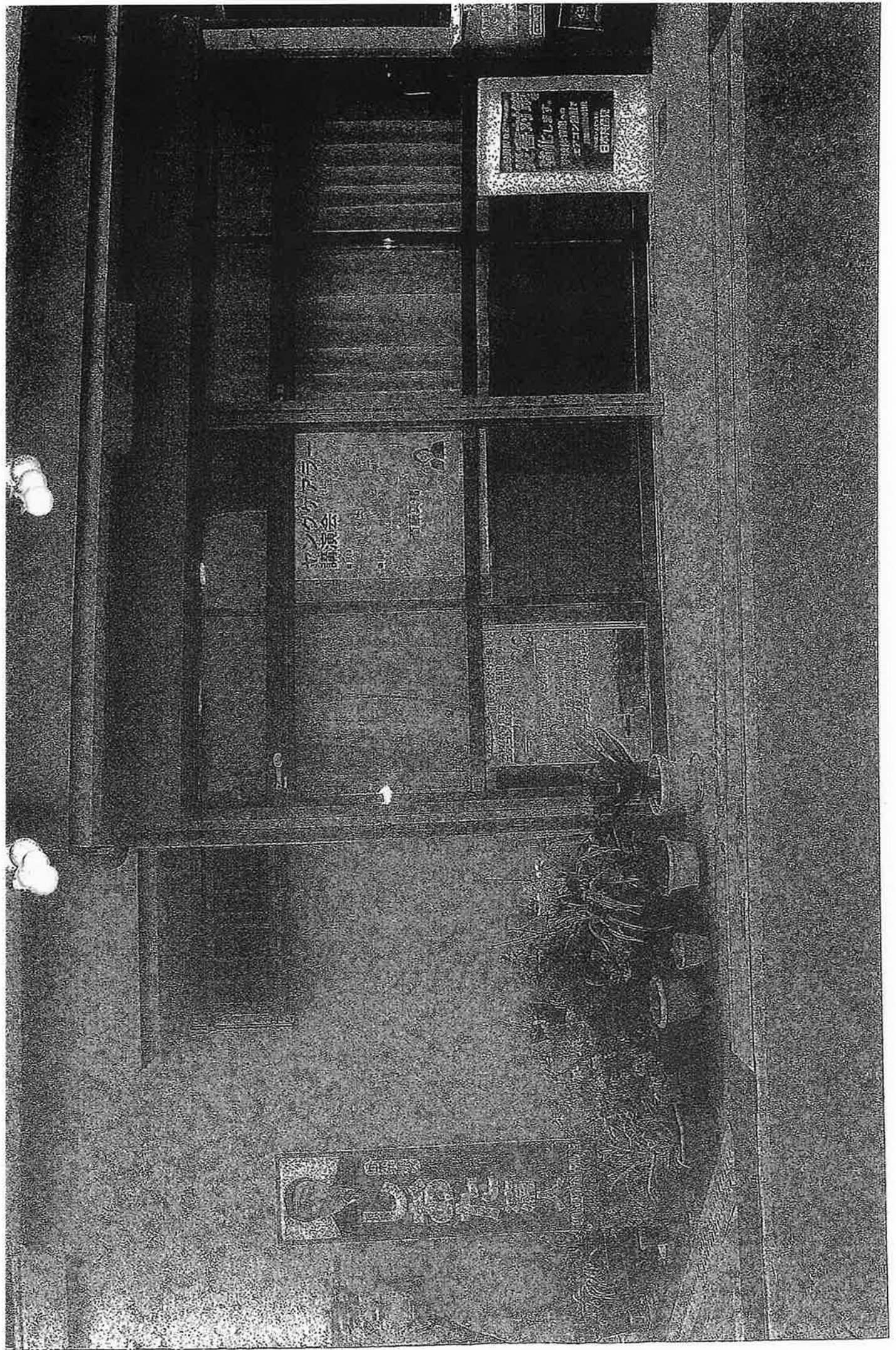
第10条 乙は故意及び過失を問わず建物に損害を与えた場合は、その状況により損害賠償をしなければならない。

第11条 双方の都合により本契約を解除する時は、乙に於いては1ヶ月前、甲に於いては6ヶ月前に互いに通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に物件を明け渡し、立ち退き料又は

- 第12条 乙は転出の場合、ガス、水道、電気の各料金は転出当日までに使用した使用料金を確実に支払し、その証明書或いは領収書を甲に提出すること。
- 第13条 連帯保証人（丙）は甲に対し、本契約に基づく乙の甲に対する債務のすべてにつき連帯保証する。本契約が更新せられたときは、更新後における乙の甲に対する債務についても同様とする。
- 第14条 本契約に関し紛争を生じたる場合は、双方共民法の法規に準ずるもなるべく道義的に解決すること。万一訴訟等が生じたときは、甲の住所地内の裁判所にすることを双方合意した。

特約条項

1. 乙は近隣の迷惑となる行為、特に騒音（酔客、音楽）、臭気、車輛の駐車、排水等に注意すること。
2. 本件賃貸借契約の解除については、本文第8条による規定の他、下記の条件に適合した場合、甲は何等の通知・催告を要せず本契約を解除し、乙に対して明け渡しを要求することができる。
 - (1) 乙が甲に無断で2ヶ月以上本物件の使用を休止したり、1ヶ月以上行方不明になったとき。この項目は乙が賃借料を支払っている場合でも適用されるものとする。
 - (2) 名目の如何を問わず乙が暴力団と関係をもった場合、並びに組員が一般客に迷惑をかけた、又はかける恐れのある場合。
 - (3) 賃借物件の転貸、第三者との共同使用、営業の委託、その他名目の如何を問わず事実上他人をして使用同居させた場合。
 - (4) 甲の同意なく賃貸物件の用途の変更をした場合、たとえば第7条の内容以外に使用した時。
3. 本文第9条の原状に復すとは、乙の費用にて本件建物の外部（入口、看板、テント等）、内部（内装、什器、備品、カウンター等）を取り払うことをいう。



EXPERIENCE
THE BEST OF
JAPANESE
CULTURE

EXPERIENCE
THE BEST OF
JAPANESE
CULTURE

EXPERIENCE
THE BEST OF
JAPANESE
CULTURE

事務所費請求内訳

(2023年 4月分)

名前 塩田清人

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥70,000	5月
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話+インターネット		
	ポイント還元		
リース・ 使用料等	電話+インターネット		
	ポイント還元		
	コピーリース料等	¥11,000	4月利用分
	コピーリースカウンタ		
備品・他	ネット利用料		
	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥81,000	
請求額(a*1/6)			¥13,500

書籍名	金額
合計	
請求額	


3月31日告示、4月9日投票の府会議員選挙があったため、家賃はずっと同額で4月分と見なして、合計を1/6に

家賃金領収之通

第 号

塩田清人殿

2022
年 (令和4年)

27日 10月	25日 9月	24日 8月	25日 7月	26日 6月	26日 5月	約定金月金  領収印鑑	此通帳附込期限 2023/2022 (令和5/令和4) 年 満迄5年 5月迄 6月迄
11月分受取	10月分受取	9月分受取	8月分受取	7月分受取	6月分受取		
23日 4月	25日 3月	25日 2月	28日 1月	24日 12月	25日 11月		
5月分受取	4月分受取	3月分受取	2月分受取	1月分受取	12月分受取		
七万田 定							
[Redacted]							

事務所費請求内訳


(2023年5月分)

名前 塩田 清人

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥70,000	6月分
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代	¥1,337	2/4-4/5 ※
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥11,000	
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥82,337	
請求額(a*1/3)			¥27,222

4月利用分(※水道代)は府議選時のため1/6で計算

2023 (令和5年)	家賃金額取之通	
第 号		

		領收印鑑	此通帳付込期限 2024 2023 (令和6年) (令和5年) 6月31日 満了迄5年	
約定金月金		七万円 定		
28日	6月分受取		12月分受取	
24日	7月分受取		1月分受取	
26日	8月分受取		2月分受取	
25日	9月分受取		3月分受取	
26日	10月分受取		4月分受取	
日	11月分受取		5月分受取	


事務所費請求内訳

(2023年6月分)

名前 塩田 清人

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥70,000	7月分
水光熱費	電気代	¥2,145	4/19-5/21
		¥2,274	5/22-6/18
	ガス代		
	水道代		
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥11,000	
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥85,419	
請求額(a*1/3)			¥28,473

2023 <small>(令和5)</small> 年	<h1>通收金額貸家</h1>	
第 号		

 領收印鑑		此通帳付込期限 2024 2023 <small>(令和6)</small> 年 6月引 <small>(令和5)</small> 年 5月迄 満了	
年月日	11月分受取	年月日	5月分受取
26日	10月分受取	年月日	4月分受取
25日	9月分受取	年月日	3月分受取
26日	8月分受取	年月日	2月分受取
24日	7月分受取	年月日	1月分受取
28日	6月分受取	年月日	12月分受取

事務所関係諸費・領収書 2023年度(R5) 6月分

電気料金振込票		電気料金振込受領証(兼請求書)	
お振込人 塩田 清人 様 お客さま番号 [REDACTED] 日種所番号 年月 5/5 金額 2,145		おなまえ 塩田 清人 様 5年 5月分 ご請求金額 2,145 円 ご使用期間 4月19日~ 5月21日 請求後分 195 円 ご使用場所 東大阪市西石切町1丁目11-2 ご使用量(kWh) 31 119 電気料金内訳(円) - 燃料費調整額 -566.38 円 再エネ促進賦課金 166 円	
			
被振込人 関西電力 (取扱店控え)		お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。 お支払期限日 6月21日 全額振替期限日 6月21日 本票は、7月 3日までコンビニエンスストアにてお取扱いただけます。 お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。 収入印紙不要 (お客さま控え) 大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810 被振込人 関西電力	

579-8013

東大阪市

西石切町 1丁目11-2

塩田 清人 様

〒530-8431 関西電力株式会社

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

営業時間は月~金曜日(祝日を除く)の9:00~17:00とさせていただきます。夜間、土曜、日曜、祝日においても停電やお客さまがお急まご用件については承っております。(一部地域で異なる場合があります。)

新大阪局
料金後納
郵便

電気料金ご請求書
親展

QRコード

※一部IP電話からは、ご利用いただけません。

本署はゆうちょ銀行ではお取り扱いできません。
①こちらからゆっくり開けてください

電気料金振込票		電気料金振込受領証(兼請求書)		(裏面もご覧ください)
お振込人 塩田 清人 様 お客様番号		おなまえ 塩田 清人 様		
日程所番号		ご請求金額 2,274 円		
年月 5/6 金額 2,274		ご使用期間 5月22日~ 6月18日		
収納印 275755 23.6.29 ローソン 三丁目店		ご使用場所 東大阪市西石切町1丁目11-2		
		契種 ご使用量(kWh) 125 電気料金内訳(円) -		
		燃料費調整額 -594.94円 再エネ促進賦課金 175円		
		お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。		
		お支払期限日 7月19日 金融機関振込期限日 7月19日		
被振込人 関西電力 (取扱店控え)		大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810 本番により現金振替が収納することはありません。		

新大阪局
料金後納
郵便

579-8013

東大阪市

西石切町 1丁目11-2

塩田 清人 様

〒530-8431 関西電力株式会社

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

本書作成年月日：令和 5年 6月22日

お引越しのお手続き、口座振替のお申込みは、当社ホームページが便利!

電話でお申込みの際は番号をよくお確かめの上、必ず「0800」からお掛けください。
※一部のIP電話からは、ご利用いただけません。

本番はゆうちょ銀行ではお取り扱いできません。
こちらからゆっくり開けてください

事務所費請求内訳

(2023年7月分)

名前 塩田 清人

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃		
水光熱費	電気代	¥3,503	6/19-7/19
	ガス代		
	水道代		
	電話代	¥3,838	4/16-6/15
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥11,000	
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥18,341	
請求額(a*1/3)			¥6,113

電気料金振込受領証(兼請求書)				青
おなまえ				5年7月分
塩田 清人 様				
お客様番号	日程(所) 番 号	ご請求金額		
		3,503 円		
ご使用期間	6月19日~7月19日	請求倍率(注)	318 円	
契種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所	
31	180	-	東大阪市西石切町1丁目11-2	
燃料費調整額	-856.74 円			
再エネ促進賦課金	252 円			
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。				収納印 収入印紙不要 (お客様控え)
お支払期限日 8月21日 金融機関取扱期限日 8月21日				
本票は、9月3日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。				
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。				
大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810				
振込先 関西電力				※本票により現金が収納することはありません。

(裏面もご覧ください)

579-8013

東大阪市

西石切町 1丁目11-2

塩田 清人 様

新大阪局
料金後納
郵便

電気料金ご請求書
親展

〒530-8431 関西電力株式会社

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

※20632 ※ 0725
0020777

本書作成年月日：令和 5年 7月25日 1 75

お引越しのお手続き、口座振替のお申込みは、当社ホームページが便利!

電話でお申込みの際は番号をよくお確かめの上、必ず「0800」からお掛けください。
※一部のIP電話からは、ご利用いただけません。

営業時間は月~金曜日(祝日を除く)の9:00~17:00とさせていただきます。夜間、土曜、日曜、祝日においても停電やお客さまがお急ぎのご用件については承っております。(一部地域で異なる場合があります。)

本書はゆうちょ銀行ではお取り扱いできません。
①こちらからゆっくり開けてください

事務所関係諸費・領収書

2023年度(R5)

7月分

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年 6月30日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス(株)
東京港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】

〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M3002111001 07461 07372 00 J
61 100000 1 0 23060601J

郵便区内特別



Webでのお問い合わせ先



07461



023062101066119546

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。
お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
072-988-2000	2023年 6月ご請求分	3,838円	2023年 7月18日(火)

お知らせ

[NTTファイナンスからのお知らせ]

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額

(合計)

3,838円

3,838円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もつとも割、Web光もつとも割、どんと割、どんと割、光はじめ割)は割引契約

期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスが解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
堀田 清人 様

お客様番号
[Redacted]

2023年 6月ご請求分

金額(円)
¥3,838-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

額 収 日 附 印
23.7.12

収入印 兼 貼 付 欄
(金融機関・CVS用)→お客様

お客様電話番号等 BILLING NUMBER 072-988-2000 請求年月 MONTH OF ISSUE 2023年 6月ご請求分

請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆072-988-2000		5月分	
◇NTT西日本ご利用分	1,774	回線使用料 (基本料) (住宅用)	合 算
	1,550	屋内配線使用料	合 算
	60	ユニバーサルサービス料他	合 算
	3	消費税等相当額 (合計)	
	161		
◇NTT西日本分 (小計)	1,774	(小計)	
		6月分	
◇NTT西日本ご利用分	1,809	回線使用料 (基本料) (住宅用)	合 算
	1,550	屋内配線使用料	合 算
	60	携帯電話等への通話料	合 算
	32		
	3	ユニバーサルサービス料他	合 算
	164	消費税等相当額 (合計)	
	232	ダイヤル通話料	
◇NTTコミュニケーションズご利用分	255	消費税率相当額 (合計)	
	23		
◇NTT西日本分 (小計)	2,064	(小計)	
◇合計	3,838	合計	

【本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。】

4月16日～ 5月15日
4月16日～ 5月15日
1. 番号分のご請求となります。
合算表示の料金合計×10%

5月16日～ 6月15日
5月16日～ 6月15日
5月16日～ 6月15日。なお前月分は0円でした。
1. 番号分のご請求となります。
合算表示の料金合計×10%

4月16日～ 6月15日、プラチナ
ライン適用前294円
合算表示の料金合計×10%

2か月分のご請求額です。

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまなく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

事務所費請求内訳



(2023年 9月分)

名前 塩田清人

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥70,000	10月
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話+インターネット		
	ポイント還元		
リース・ 使用料等	電話+インターネット		
	ポイント還元		
	コピーリース料等		
	コピーリースカウンタ		
備品・他	ネット利用料		
	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥70,000	
請求額(a*1/3)			¥23,333

書籍名	金額
合計	
請求額	

2023 ^(令和5) 年		通收金額貸家	
第	号		

 領收印鑑 		此通帳付込期限 2024 2023 (令和6)年 6月引 (令和5)年 5月迄 満了迄年	
約定金		七万円 定	
28日	6月分受取	28日	12月分受取
24日	7月分受取	24日	1月分受取
26日	8月分受取	26日	2月分受取
25日	9月分受取	25日	3月分受取
26日	10月分受取	26日	4月分受取
日	11月分受取	日	5月分受取

領収書貼付用紙		No.
支出内容	浅野耕世事務所 2023年4月~9月	30
総経費	180,000円 政務活動費 計上額 52,500円	按分率 ※1/3
<p>※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。</p> <p>別紙事務所届及び、月別請求明細内訳の通り</p> <p>基本的には、政務活動に 1/3</p> <p>その他の議員活動及び後援会活動に 2/3 を使用しているとして案分した。</p> <p>なお4月分は府会議員選挙のため政務活動費として 1/6 に案分した。</p> <p>8月9月分は、市議員選挙準備のために政務活動費の計上せず。</p>		
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。		

(事務所費用)

事 務 所 届

2023年4月1日

会派名と議員名

日本共産党東大阪市会議員団 浅野 耕世 

政務活動費から事務所費として支出する事務所の概要は、以下のとおりです。

所在地	東大阪市稲田本町2丁目9番21号		
延床面積	28.08 m ²	賃借料 ① (月額)	45,000 円(税込み)
電話番号	(有) (06 - 7162 - 0269) ・ 無 注) 電話番号は、有無のいずれかに○を付け、有の場合は番号を記載する。		
事務所形態	自宅事務所 ・ 賃貸事務所 ・ () 注) 自宅か賃貸かに○を付け、賃貸の場合は親族関係についても記入してください。		
親族関係	<input checked="" type="checkbox"/> 貸主は3親等以内の親族ではありません。 注) 3親等以内の親族にあたらな場合は□にチェックを記入ください。		
使用期間 ②	2023年4月1日 ~ 2023年10月1日		
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 写真 (外観及び応接スペース) 注) 自宅事務所の場合は賃貸借契約書の写しは不要。		
使用目的 (按分率)	③ 政務活動 1/3 + その他の活動 2/3		
支出費用	賃借料①×使用期間②×按分率③ 【4月】 45,000円(月額)の1/6の7,500円(月額) 【5-7月】 45,000円(月額)の1/3の15,000円(月額) の3か月分=45,000円 【8-9月】 請求しない		52,500 円 (2023年4月1日から 2023年10月1日)
按分率の根拠	政務活動とそれ以外の議員活動、後援会活動の場として使用しているため、それぞれ1/3ずつ按分。4月においては府議選の事務所としても使用しているため1/6として按分。8月9月10月は、市議選の事務所として使用していたため、政務活動費は請求しない。		

注) 事務所届は毎年度提出すること。

建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という。)と賃借人日本共産党布施北センター(以下、「乙」という。)
は、次のとおり建物賃貸借契約(以下、「契約」という。)を締結する。

第1条(目的) 甲は乙に対し、甲の所有する後記物件目録記載の建物(以下、「本件建物」という。)を賃
貸する。

2 乙は、本件建物を事務所の目的にのみ使用するものとする。

第2条(賃料) 賃料は1か月金 45,000 円とし、毎月末日限り翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込
み支払うものとする。(この金額については、2万円減額したものとする)

第3条(契約期間) 本契約の存続期間は、2020年12月1日から2022年11月末日までの満2年間とす
る。但し、双方意義ないときは年度自動更新とする。

第4条(保証金) 乙は甲に対し入居金として、135,000円を支払うものとする。契約終了後においても
乙に返還はないものとする。

第5条(負担の分担) 本件建物の公租公課は、甲の負担とする。

2 水道料は甲の負担とし、電気料は乙の負担とする。

3 設置物の故障及び更新等の費用については、乙の負担とする。

第6条(禁止事項) 乙は、以下の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件建物を転貸すること

(2) 甲の書面による同意なくして本件建物に造作を付加すること

(3) 本件建物の現状を変更すること

(4) 本件建物を事務所以外の用途に供すること

第7条(契約解除) 乙が本契約の各条項に違反したときは、甲は直ちに本契約を解除することができる。

第8条(造作買取請求権の排除) 乙は、本契約の終了により、甲に本件建物の明け渡しをする場合、甲
の承諾を得てなした造作及び加工したものも含めて、乙所有の物件はすべて取去し、原状に復したう
えで返還する。

2 乙は甲に対し、前項の明け渡しの際、造作買取請求権を行使することはできない。

第9条(損害賠償義務) 乙またはその家族の故意または過失によって本件建物を滅失または毀損した
場合は、乙はその損害を賠償する義務を負うものとする。

第10条(協議) 甲及び乙は、本契約に定めのない事項が生じたときや、本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るものとする。

第11条(合意管轄) 本契約に関する紛争については、甲の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに甲乙は合意した。

以上のとおり契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙各自署名押印のうえ、甲乙各自その1通を保有する。

<物件目録>

表示

所在 大阪府東大阪市稲田本町2丁目9番21号

名称 ゆったりホーム

2階建の内1階の一部を専用とする

2020年11月25日

賃貸人(甲)



賃借人(乙)



東大阪市

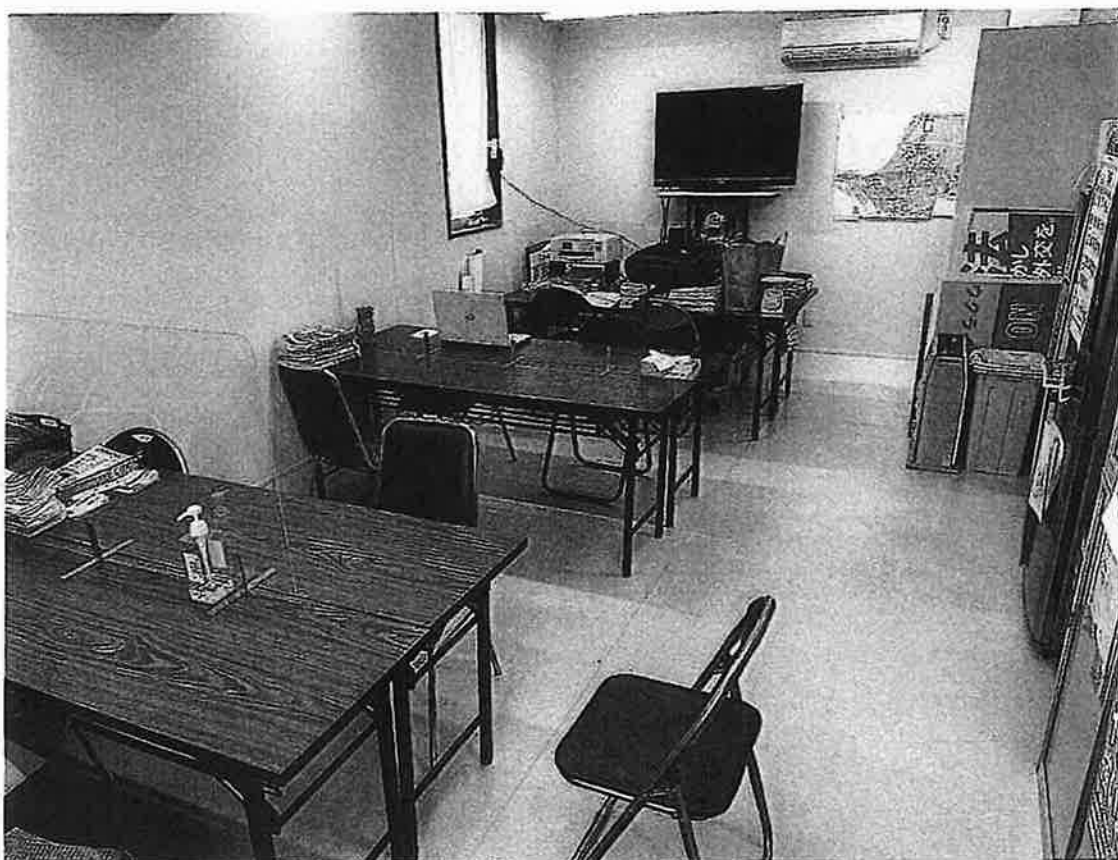
浅野耕世



(事務所外観)



(事務所内観)



事務所費請求内訳

(2023年4月分)

名前 浅野耕世

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥45,000	府議選の事務所としても使用したため、1/6を政務活動費として請求
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	コピーリースカウンタ		
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥45,000	
請求額(a*1/6)			¥7,500

書籍名	金額
合計	
請求額	

領収証 浅野耕世

様 No. _____

★ 45,000

但 2023年 4月家賃

2023年 9月30日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



事務所費請求内訳

(2023年5月分)

名前 浅野耕世

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥45,000	
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	コピーリースカウンタ		
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥45,000	
請求額(a*1/3)			¥15,000

書籍名	金額
合計	
請求額	

領収証 浅野耕世

様

No. _____

★ 45,000

但 2023年 5月分家賃

2023年 9月30日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



事務所費請求内訳

(2023年6月分)

名前 浅野耕世

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥45,000	
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	コピーリースカウンタ		
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥45,000	
請求額(a*1/3)			¥15,000

書籍名	金額
合計	
請求額	

領収証

浅野耕世

様

No. _____

★ 45,000

但 2023年 6月分家賃

2023年 9月30日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



事務所費請求内訳

2023年7月分

名前 浅野耕世

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥45,000	
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話+インターネット		
	ポイント還元		
リース・ 使用料等	電話+インターネット		
	ポイント還元		
	コピーリース料等		
	コピーリースカウンタ		
備品・他			
	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥45,000	
請求額(a*1/3)			¥15,000

書籍名	金額
合計	
請求額	

領収証

浅野耕世

様

No. _____

★ 45,000

但 2023年7月分 家賃

2023年9月30日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

